

(目的)

第1条 この条例は、落書きが市民に不快感を与え、まちの美観を損ねることに鑑み、落書き行為の防止について、市、市民等、事業者及び建物所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民が安心して快適に暮らすことができる環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 落書き行為 他人が所有し、占有し、又は管理する建物その他の工作物、土地又は立木(以下「建物等」という。)のうち、公衆の目に触れる部分に、権原のある者の承諾を得ることなく、文字、図形、模様等を書く行為をいう。
- (2) 落書き 落書き行為によって表示された文字、図形、模様等をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 建物所有者等 市内に所在する建物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(落書き行為の禁止)

第3条 何人も、落書き行為を行ってはならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、落書き行為の防止に関する必要な施策を実施しなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、市が実施する落書き行為の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建物所有者等の責務)

第6条 建物所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する建物等について、落書き行為の防止に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 建物所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する建物等が道路、公園、河川、駅前広場その他の公共の場所に所在する場合において、当該建物等に落書き行為が行われたときは、当該落書きを速やかに消去するよう努めなければならない。

(罰則)

第7条 第3条の規定に違反して落書き行為を行った者は、5万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。